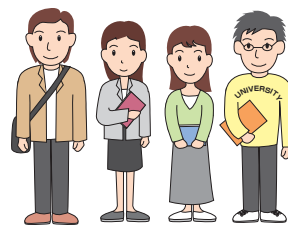


学ぶ気持ちを
応援します

平成20年度美郷町奨学生を募集します

町では、町内に在住する方のお子さんに次のとおり学資を貸与します。

- 対象者** ●美郷町に居住する方の子弟で、経済的な理由で修学が困難である人
 ※他の奨学資金団体(秋田県育英会など)に併願することもできますが、貸与が決定した場合は本町の奨学金を受けることができません。
 ※保証人は、在住の生計を異にする第三者と保護者の2人が必要です。



- 受付期間** ●4月1日(火)～5月15日(木)
償還方法 ●卒業して1年後から10年以内
貸与決定 ●7月上旬に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

- 貸与額** ●大学・短大・2年以上の専門学校 月額4万円
 高等学校 月額1万5千円

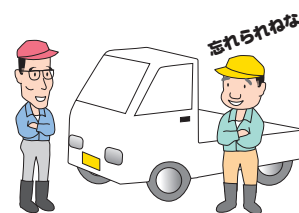
- 提出書類** ●①奨学生願書(4月1日から学務課窓口で配布するほか町ホームページからダウンロードできます)
 ②平成19年の世帯全員の所得がわかるもの(町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し)
 ③本人および保証人の住民票
 ④入学先の在学証明書
 ⑤高校生は出身中学校の成績証明書、大学・短大・専門学校は出身高校の調査書

提出先 ●町教育委員会学務課(千畑庁舎2階)

問い合わせ 町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学務班 ☎0187(84)4914(内線2203)

学
務
課

4月1日現在の所有者の方に軽自動車税が課税されます 軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きをお忘れなく



軽自動車税は、毎年**4月1日現在**に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成20年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだ済んでいない方は、3月中に行うようにしてください。

4月2日以降に所有者でなくなった場合は、平成20年度分の税金が全額課税されますのでご注意ください。逆に、4月2日以降に車両を取得した場合には平成20年度分の税金は課税されません。

※新規登録・登録変更・廃車・転出などの手続きについては、車種によって次のとおりに分かれていますのでご注意ください。

※特に、3月末は大変混雑しますので、早めに手続きされますようご協力をお願いします。

※軽自動車税の納期限は、6月2日(月)となりますので、よろしく申し上げます。

車種	手続き先
・軽四輪 ・軽二輪 (125cc超250cc以下)	●大曲仙北地区自家用自動車協会 大仙市大曲若葉町1番20号 ☎0187(62)2371または0120(2371)39 ●軽自動車検査協会 秋田事務所 秋田市寺内字三千刈463番地3 ☎018(862)3270 ●秋田県軽自動車協会 秋田市寺内字三千刈463番地5 ☎018(896)6811
・小型二輪(250cc超)	●秋田運輸支局 秋田市泉登木74番地3 ☎050(5540)2012
・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	美郷町役場各庁舎の総合サービス課

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187-84-4902(内線2102、2103)

税
務
課

不要になる町有財産を入札により売却します

町では、不要になるバキュームカーならびにスクールバスを次のとおり入札により売却します。

公開日時 ● 3月17日(月) 午前9時30分～午前11時30分
 公開場所 ● 役場千畑庁舎北側駐車場
 入札日時 ● 3月25日(水) 午前9時
 入札会場 ● 役場六郷庁舎3階 133会議室
 引き渡し ● 代金の納入確認後に行います

<入札に係る諸注意>

- ① 売買契約締結後、納付書を発行しますので指定日まで納入してください。
- ② 速やかに名義変更手続きを行っていただき、車検証の写しを提出してください。
- ③ 名義変更などに係る費用は購入者に負担していただきます。
- ④ 契約金額は入札金額に消費税を加えた金額とします。

バキュームカー 1台
 (車検満了：平成20年10月25日)
 燃料：軽油、初年度登録：平成5年10月
 付属品：スタッドレスタイヤ(4本)、冬用ワイパー

スクールバス 1台
 (車検満了：平成20年3月31日)
 燃料：軽油、初年度登録：平成8年4月
 乗車定員：47人、冷房：無、暖房：有(燃料：灯油)
 その他 ● バスは3月21日(金)まで使用します。

問い合わせ 入札書の様式については総務課管財班(☎0187-84-1111)までお問い合わせください。

美郷町老人保健の状況をお知らせします

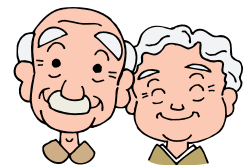
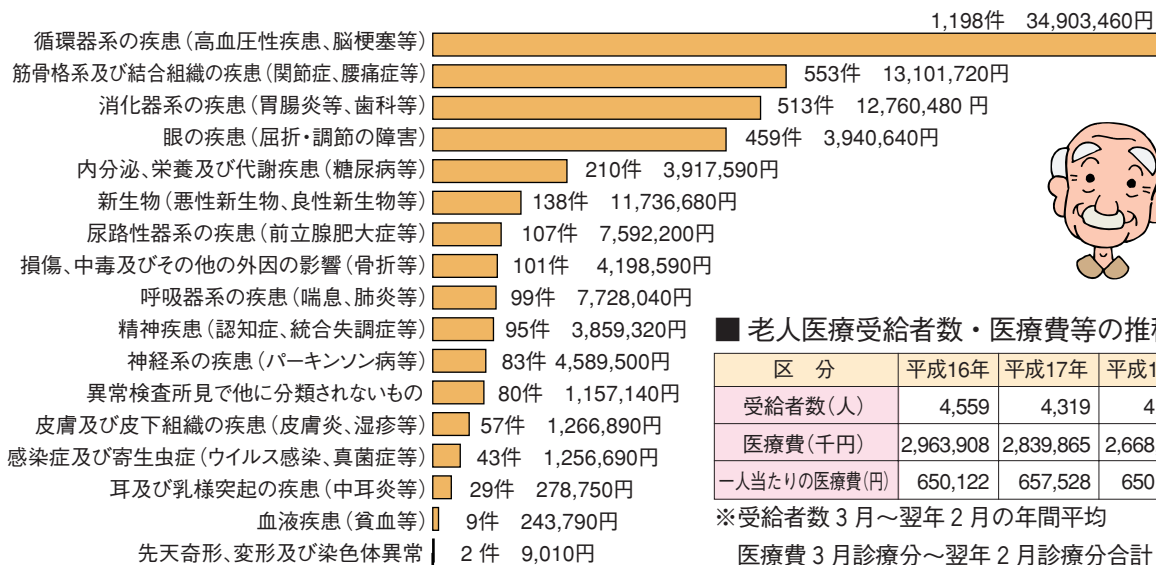
平成20年1月末現在、美郷町全体の人口のおよそ17.2%に当たる3,965人の方が老人医療の受給対象となっています。

本町における平成18年度の老人医療費総額は26億6802万円となり、前年度に比較すると総額で5.96%の減少、1人当たり65万1千円で0.95%の減少となりました。

その受診内容を、平成18年5月の医療費データからみると下記の表のとおり慢性的疾患、消化器系統疾患、悪性新生物疾患などが上位を占めております。

4月からは現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。一人ひとりが保険料を支払うこととなりますが、医療費が多くなると結局は保険料に反映されることが予想されます。普段から生活習慣や転倒などに気をつけ、いきいきした毎日を過ごすよう心がけ、受診の際は安易な“はしご受診”などは控えるようにしましょう。

疾病別件数と費用額(平成18年5月診療分)



■ 老人医療受給者数・医療費等の推移

区分	平成16年	平成17年	平成18年	前年比(%)
受給者数(人)	4,559	4,319	4,100	▲ 5.06
医療費(千円)	2,963,908	2,839,865	2,668,020	▲ 5.96
一人当たりの医療費(円)	650,122	657,528	650,737	▲ 9.5

※受給者数3月～翌年2月の年間平均

医療費3月診療分～翌年2月診療分合計

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175)